

## ⑫一般定期健康診断受診費用助成金交付要綱

(令和8年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)の会員事業者(以下「会員」という。)が実施する労働安全衛生法に定められた一般定期健康診断の受診費用の一部を助成することによって、運転者の健康起因による交通事故の未然防止に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会員の**長野県内事業所で選任され、申請時に在職している運転者のみ**とする。

(助成交付額)

第3条 **労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断について、運転者1名につき年1回を限度として2,000円を助成する。**

**なお、深夜業(午後10時から午前5時)に従事する特定業務従事者(運転者)については、2回目の申請も可能とし、この場合の助成額は1,000円とする。ただし、1回あたりの受診料(消費税抜き)が上記助成額を下回る場合は、実費額(千円未満切り捨て)を交付する。**

(助成上限人数)

第4条 **1会員あたりの助成限度数は、協会届出車両台数を上限とする(協会届出車両台数と運転者数のいずれか少ない数)。**

**ただし、助成は予算の範囲内で受付順に行う。**

**なお、予算を超過する場合は、受診日の早い順に助成対象を決定する。**

(助成期間)

第5条 令和8年4月1日から令和9年2月末日までに受診し、受診費用の支払が完了したものとする。

(助成金の申請)

第6条 一般定期健康診断を実施し、当該費用の支払が完了した会員は、別紙「一般定期健康診断受診費用助成金交付申請書」に必要書類を添付し、県ト協会長に対して申請するものとする。

**なお、申請の最終期限は令和9年3月5日とする。**

(助成金の交付)

第7条 県ト協は、交付申請書の提出を受けたときは、速やかに申請書内容を審査し本助成要件に適合すると認めた場合には、第3条に定める助成金を交付する。

(助成の条件)

第8条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には助成をしない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第9条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は別に定める。

(附則)

本要綱は、令和8年4月1日から施行する。